

<第5条関係>

審 査 基 準 表
(県産農畜水産物応援消費推進事業業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	20	60
	業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。	20	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	20	
独創性	提案内容に独創性があるか。	15	15
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	10
	新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。	5	
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	5
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	10
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】 ※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案